

排水設備確認申請審査基準

第1章 計画の確認審査

第1節 総則 (趣旨)

第1条 この基準は、千葉市下水道条例(以下「条例」という)第5条の規定に基づく排水設備新設等確認申請書(以下「確認申請書」という)の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認申請の対象)

第2条 確認申請書は、宅地等の下水を公共下水道に流入させるために排水設備を設置する申請を対象とする。

(審査要件)

第3条 確認申請書の審査要件は、次の各項によるものとする。

- (1) 公共下水道供用開始の公示がなされていること、又は公共下水道が使用可能であることが事前に確認できること。
- (2) 公共ますが設置されていること、又は公共下水道施設築造工事等{下水道法(以下「法」という)16条}の承認を受けていること。
- (3) その他市長が審査に必要と認めること。

第2節 構造の審査基準

(排水設備の新設等の工事)

第4条 排水設備の新設、増設又は、改築を行う場合の構造については、法令等の定めによるほか、次条以下の定めによらなければならない。

- 2 排水設備の新設等の工事については、市長の認定を受けた工事材料を使用すること。ただし、日本産業規格、日本農林規格、日本水道協会規格、日本下水道協会規格、空気調和・衛生工学会規格に該当する工事材料その他市長が適当と認める規格品については当該認定を受けたものとみなす。
- 3 排水設備の新設等の工事の施工にあたっては、「公益社団法人日本下水道協会出

版「下水道排水設備指針と解説」を基本とし、既製品の工事材料を使用する場合は、当該指針に記載の無い事項において、当該製品メーカーの推奨する使用用途、施工方法を遵守し適正な施工を行うこと。

- 4 排水設備の新設等の工事は、当該工事について技能を有する者として市長の指定を受け、かつ指定証の交付を受けた者(指定排水設備工事業者)が施工するものとする。

(排水ます及び排水管の構造)

第5条 公共ますへの接続にあつては、次のとおりとする。

(1) 汚水排水設備を公共ますへ接続する場合は、次の定めによる。

ア 汚水公共ますが設置されている場合は、公共ますへ接続すること。

イ 汚水公共ますへの接続は、管底接続とする。

(2) 雨水排水設備を公共ますへ接続する場合は、次の各号の定めによる。

ア 雨水公共ますが設置されている場合は、公共ますへ接続すること。

イ 雨水公共ますへの接続は、管底接続とする。

2 排水管の構造基準については次のとおりとする。

(1) 排水管の径及び勾配については、次の定めによる。(開発行為等は別途協議とする。)

ア 分流区域の汚水のみを排除する排水管は、市長が特別の理由があると認められた場合を除き、次の表の排水人口に応じ、排水管の内径及び勾配を選定する。

排水人口(人)	排水管の内径(mm)	勾配
150未満	100以上	2.0/100
150以上 300未満	125以上	1.7/100
300以上 500未満	150以上	1.5/100
500以上	200以上	1.2/100

イ 分流区域の雨水、又は合流区域の下水を排除する排水管は、市長が特別の理由があると認められた場合を除き、次の表の排水面積に応じ同表の排水管の内径及び勾配を選定する。

排水面積(m ²)	排水管の内径(mm)	勾配
200未満	100以上	2.0/100
200以上 400未満	125以上	1.7/100

400以上 600未満	150以上	1.5/100
600以上1500未満	200以上	1.2/100
1500以上	250以上	1.0/100

ウ やむを得ず、排水管の勾配が、前表(ア)によることが出来ない場合は、汚水のみを排除する排水管においては、管内流速を0.6m/Sから3.0m/Sの範囲内とすることができる。

エ やむを得ず、排水管の勾配が前表(イ)によることが出来ない場合、分流区域の雨水、又は合流区域の下水を排除する排水管においては、管内流速を0.8m/Sから3.0m/Sの範囲内とすることができる。

オ 汚水排水管の最小径は、100mmを原則とする。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で管路延長が3m以下の場合は最小管径を75mmで勾配3/100以上とすることができる。

カ 雨水排水管の最小径は、100mmを原則とする。ただし、一つの敷地から排除される雨水または雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で管路延長が3m以下の場合は最小管径を75mmで勾配3/100以上とすることができる。

キ 排水管の勾配は、管底高で計算すること。

ク 排水管の延長が、その内径の120倍を超えない範囲内において排水管の清掃上適当な箇所にます又は、マンホールを設けること。

ケ その土地の下水又は建築物から屋外に排除された下水が最初に流入するますに接続する埋設管の延長は、汚水にあつては1m以内、雨水にあつては3m以内になるようにすること。ただし、清掃に支障がない場合についてはこの限りでない。

(2) 宅地内の排水管の最小土被りは、原則として20cm以上とするがやむを得ない場合においては、荷重等を考慮のうえ必要な措置を講ずること。なお露出管又は特別な荷重がかかる場合は、これに耐える土被りを確保する、管種を選定する又は防護をほどこすこと。

3 汚水ますの構造にあつては次のとおりとする。

ア 耐久性があり外部荷重に耐えることのできる強度を有し漏水のない水密性の物でコンクリート、又は樹脂製等であること。

イ コンクリート製汚水柵の底部にはインバートを設け、流入側と流出側は原則として2cm程度の落差をつけること。ただし、合成樹脂及び小口径ますは製品の

数値による。

ウ 柵の大きさと深さは、次の表による(単位mm)。ただし、ますの深さ1,500mm以上にあつては、原則、マンホール等の人が出入りし維持管理することができる大きさとする。なお、ますの深さについては流入管の管底深さとする。

深 さ	コンクリート柵	合成樹脂柵	小口径柵
600未満	内法幅300以上	300以上	150以上
800未満	内法幅350以上		
1,200未満	内法幅400以上	400以上	200以上
1,500未満	内法幅600以上		

4 雨水ますの構造にあつては次のとおりとする。

ア 耐久性があり外部荷重に耐えることのできる強度を有し漏水のない水密性の物でコンクリート、又は樹脂製等であること。なお、雨水ますを浸透ますにする場合にあつては、雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

イ 雨水ますの底部には、深さ15cm以上の泥ためを設け容易に清掃ができること。

ウ 雨水ますの蓋は、集水目的以外の蓋は原則密閉蓋とし、汚水ますと区別すること。

エ 柵の大きさと深さは、次の表による(単位mm)。ただし、ますの深さ1,500mm以上にあつては、原則、マンホール等の人が出入りし維持管理することができる大きさとする。なお、ますの深さについては流入管の管底深さとする。

深 さ	コンクリート柵	合成樹脂柵	小口径柵
600未満	内法幅300以上	300以上	150以上
800未満	内法幅350以上		
1,200未満	内法幅400以上	400以上	200以上
1,500未満	内法幅600以上		

5 狭所等の理由により、第3項若しくは第4項に定めるますを設けることができない場合に設置する管きよの清掃のために設けるます(掃除口を含む)は、管きよの清掃等に支障がなく適正な維持管理ができるものとする。また、掃除口の設置にあつては連続での使用を避けること。

6 既存排水設備に接続する場合は、指定工事業者の責務において流下に支障がないことを確認するとともに、申請者にリスク等を十分説明し、了解を得た上で申請す

ること。

- 7 他人の土地に排水設備を設置し、又は、他人の設置した排水設備を使用する場合にあっては、土地所有者又は排水設備の管理者の了承を得ること。

(排水方法)

第6条 敷地内の雨水については雨水の流出抑制及び地下水の涵養並びに雨水の利用を促して自然環境の保全と回復のために、可能な限り浸透ます等を設置し浸透処理に努めること。

- 2 合流式下水道の区域については、敷地内の下水をすべて公共下水道に接続すること。
- 3 分流式下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 4 分流式下水道の区域において、雨水をU字溝等の道路施設に接続を行う場合は、道路管理者へ許可を得るとともに、指示に従うこと。
- 5 分流式下水道にあって、雨水を公共下水道もしくはU字溝等に接続せず浸透処理する場合(当該放流先に接続されている排水設備に接続しない場合も含む)にあっては、土質や地下水位等を調査し、豪雨等を除き通常の雨水量であれば十分浸透可能であることを検証したうえで申請すること。
- 6 前項の場合により設ける雨水浸透ますは、単粒度碎石を使用し、格子蓋を設置する場合は、集水又は豪雨時の蓋飛びによる危険防止を目的としたものに限ること。
- 7 千葉県雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金を受ける場合については、「千葉県雨水貯留施設及び浸透設備基準」に適合する雨水貯留施設及び雨水浸透施設を設置し、「千葉県雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付要綱」に基づき申請すること。

第3節 油水分離槽

(阻集器の設置)

第7条 油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、または排水管等を損傷する恐れのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設け当該物質の公共下水道への流入を防止しなければならない。

- 2 設置する阻集器については、油脂類の使用量と水量により、有効に油脂類を回収できる適正な容量の阻集器を選定すること。なお選定については、空気調和・衛生工学会グリース阻集器規格等及び日本阻集器工業会認定品を参考とすること。
- 3 阻集器を設置する場合については、次の各号を留意すること。
 - (1) 阻集器には分離を必要とするもの以外の下水を流入させてはならない。
 - (2) 容易に保守点検ができる構造とし、材質はステンレス製、銅製、鋳鉄製、コンクリート製又は樹脂製の不透水性、耐食性のものとする。
 - (3) 阻集器に密閉蓋を使用する場合は、適当な通気が取れる構造とすること。
 - (4) 阻集器は、原則として封水機能を有するものとする。
 - (5) 阻集器を設ける位置は、維持管理が容易にでき、油脂類の物質が混入する器具又は装置のできるだけ近くとすること。

第4節 ディスポーザー

(ディスポーザー)

第8条 ディスポーザーの設置については、「千葉県ディスポーザー排水処理システム等の設置取扱い要綱」によること。また、適合評価及び評価機関等は、社団法人日本下水道協会の「下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準(案)」によること。

第5節 防臭装置

(防臭装置の設置)

第9条 防臭装置を設置する場合は、次の各号によること。

- (1) 各衛生器具の封水トラップの有無を確認し、器具に封水トラップが設置されていない場合、屋内排水管の途中、又はその排水が流入する最初のますに封水トラップを設けること。
- (2) 合流区域において、もっぱら雨水を排除すべき管きよが汚水を排除すべき管きよに流入する最初のますには封水トラップを設けること。
- (3) 汚水中に含まれる汚物等が沈殿しない構造であること。
- (4) 封水トラップは、封水保護と汚水を円滑に流下させる目的から二重トラップとしないこと。なお、封水がサイホン作用又は逆流によって破られる恐れがあると認められるときは、通気管を設けるなど適切な措置を講ずること。

第6節 浄化槽・汲取り便槽の処理方法

(浄化槽・汲取り便槽の処理)

第10条 浄化槽の処理は、次の各号を原則とする。

- (1) 浄化槽全体を撤去し、撤去した槽を産業廃棄物として処分すること。
- (2) 家屋の基礎などの状況等の理由により前号に係る全体の撤去が困難である場合は、浄化槽周囲を、表面より60cm以上掘り下げた部分まで撤去し、浄化槽の底に雨水等が滞留しないよう数カ所の水抜き穴を開けて良質な砂にて埋め戻すこと。
- (3) 別途「千葉県雨水貯留施設及び浸透施設設置基準」により、雨水の貯留槽として再利用すること。

2 汲取り便槽の処理は、次の各号を原則とする。なお、し尿汲取り清掃及び消毒は、全ての処理において同時に実施すること。

- (1) 便槽全体を撤去し、撤去した廃材は、産業廃棄物として処理すること。
- (2) 家屋の基礎などの状況等の理由により前号に係る全体の撤去が困難である場合は、底部に数カ所の水抜き穴を開け良質な砂にて埋め戻す。

第7節 地下排水槽

(地下排水槽)

第11条 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

2 汚水を一時的に貯留する排水設備を設置する場合は、次の各号の書類を添付すること

- (1) 排水槽の構造図(平面図、断面図)
- (2) 配管図、(平面図、立面図)
- (3) 維持管理概要説明書(排水ポンプの運転間隔及び排水量等)
- (4) その他必要と認める図書

第8節 私道排水設備

(私道排水設備の設置)

第12条 私道排水設備を設置する場合は、次の事項を考慮し、適切な排水機能を備えた設備とすること。

- 2 私道とは、道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路等の公道以外で、外観、形態、利用状況等から判断して、社会通念上一般の通行の用に供していると認められる道路をいう。
- 3 私道排水設備を設計、施工するにあたっては、私道の形態、接続する公共下水道の排除方式、排水人口及び排水面積の規模等を適切に判断し行うこと。
- 4 私道排水設備については、「千葉市下水道設計指針(管きよ編)」に準じて設計、施工を行うことができる。ただし、当該指針に準じて施工する場合にあっても、排水設備は公共ますに接続することとし、第5条における接続方法により接続すること。

第9節 その他

(その他の排水設備の基準)

第13条 排水設備の新設等に関する基準については、上記の内容によるもののほか、以下に定めることとする。

- 2 駐車場等の屋外施設を設ける場合にあつては、「屋外施設の排水設備取扱い指針」を参考とすること。
- 3 建物内の排水設備計画が未定等の理由により、屋外排水設備のみを施工する場合にあつては、施設によっては阻集器若しくは除害施設の設置が必要となるため、必要に応じて適切な処理施設等を設置すること。
- 4 本基準に定めのない排水設備の構造等に関する基準については、「公益社団法人日本下水道協会出版 下水道排水設備指針と解説」を参考とすること。

第10節 申請書の添付図書

(申請書に添付すべき書類)

第14条 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) すべての申請書に添付すべき書類

ア 案内図(A4)

イ 平面図(千葉市下水道条例施行規則第4条第2項各号に規定する内容を表示したもの)

ウ 委任状の写し

(2) 次に掲げる設備を設置する場合は、次に掲げる書類

ア 3階以上の建築物の場合 立面図

- イ 雨水抑制施設 雨水抑制計算書及び構造図
 - ウ ポンプ施設 カタログ及び構造図、能力計算書
 - エ 阻集器 構造図及び能力計算書
 - オ ディスポーザー 千葉市ディスポーザー排水処理システム等の設置取扱い要綱による書類
 - カ 位置指定道路に排水設備を設ける場合 道路指定等申請図の写し
 - キ 支管接続を行う場合 接続断面図
- (3)その他市長が必要と認める書類

第2章 確認事項の変更、取り下げ及び無効。

第1節 確認事項の変更等

(完成検査前の確認事項の変更等)

第15条 市長の確認をうけた事項を変更しようとするときは、その変更について書面により届け出て市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響をおよぼす恐れのない変更として、次に掲げる各号のいずれにも該当しない場合にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

- ア 排水経路の変更(新たな経路が追加されていないことも含む)
- イ 管径の変更
- ウ 接続先の変更
- エ 建物用途の変更
- オ その他排水設備等の構造に影響をおよぼす恐れのある変更

2 前項に定める変更を行う場合にあつては、千葉市下水道条例施行規則に定める様式により届け出るほか、次の各号の書類を添付すること。

- ア 変更後の箇所を朱書きした図書
- イ その他市長が必要と認める書類

(確認申請の取下げ)

第16条 市長に提出した確認申請書を取下げの場合にあつては、千葉市下水道条例施行規則に定める様式により届け出るほか、次の各号の書類を添付すること。

- (1)すでに確認を受けた確認通知書の原本
- (2)その他市長が必要と認める書類。

第2節 確認事項の無効

(確認事項の無効)

第17条 市長が認めた確認申請書の内容に、次の事項が確認された場合は、確認申請を無効とし、再申請すること。

- (1) 確認事項において虚偽の申請・届出がされた場合。
- (2) 確認後理由なく1年以上着工しない場合。
- (3) その他市長が無効と認めた事項。

附則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成12年2月1日から施行する。

附則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。